

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令について
(お知らせ)

平成16年12月27日(月)

環境省環境管理局総務課

ダイオキシン対策室

室長 牧谷 邦昭(内6532)

補佐 太田志津子(内6579)

担当 山井 毅(内6571)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年環境省令第30号)が本日公布及び施行されました。

この規則改正は、中央環境審議会答申「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について(平成16年11月12日)」を踏まえ、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の測定の一部に生物検定法による簡易測定法の追加等を行うものです。

1. 改正の趣旨

ダイオキシン類の測定については、環境中の超微量なダイオキシン類を測定するため、これまでの測定方法では測定に多大な時間と費用が必要となっており、迅速で低廉ないわゆる簡易測定法の開発・導入が期待されています。

このため、環境省では、先般取りまとめられた中央環境審議会答申「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について(平成16年11月12日)」を踏まえて、本日付で、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号。以下「規則」という。)の一部を改正し、廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)に含まれるダイオキシン類の測定の一部に生物検定法による簡易測定法の追加等を行いました。なお、規則において環境大臣が定めることとされている具体的な測定方法については、今後、環境省において技術的な評価を行ったうえで決定する予定です。

本規則改正は、今後ともダイオキシン類の長期的な管理を進めるため、その基盤となるダイオキシン類の測定やモニタリングを一層、効果的、効率的に行う観点から、簡易測定法をその特性に応じた適切な分野に積極的に導入するものです。また、近年のバイオテクノロジーの進展を踏まえて、ダイオキシン類の測定においても、生物検定法などの先端技術の積極的な活用を図るものであり、これにより環境測定分野におけるエコビジネスの発展に寄与することも期待されます。

2. 主な改正の内容

(1) ダイオキシン類の測定方法における生物検定法による簡易測定法の追加

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）における以下の測定において、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による従来の測定方法に加えて、生物検定法による簡易測定法（ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法又はダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法であって、十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法）を用いることができることとしました。

- ・ 法第28条第1項及び第2項の規定に基づき特定施設の設置者が行う排出ガス（焼却能力2,000kg/時未満の廃棄物焼却炉に限る。）及びばいじん等の測定
- ・ 法第24条第1項に基づく廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理の基準の検定

(2) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理の基準等に関する規定の整理

これまで「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成12年厚生省令第1号）」で規定していた廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法を、規則に規定し直すなど形式的な整理（（1）に関する部分を除き、規定内容は従来どおり）を行いました。

なお、この改正に伴い、本日付けで以下の関係省令・告示の廃止・制定を併せて行いました。

<廃止した省令・告示>

- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成12年厚生省令第1号）
- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令第1条第2項及び第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成12年厚生省告示第3号）

<制定した告示>

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第1号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示第80号）

(3) 様式の改正

上記（1）及び（2）の改正を踏まえ、法第28条第3項の規定に基づき特定施設の設置者がダイオキシン類の測定結果を都道府県知事に報告する際の様式に、簡易測定法による報告及びばいじん等の報告に関する事項を追加しました。

3. 今後の予定

本日付で、簡易測定法導入の検討対象となる具体的な測定方法について公募を開始しました。今後、応募された測定方法に関して、環境省において技術評価を行った後、環境大臣が定める方法に関する告示を制定する予定です。

（参考）規則新旧対照表

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略） （測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三三（略）</p> <p>四 令第四条第一項に基づき、令別表第一第五号に掲げる廃棄物の焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キログラム未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合にあつては、第一号の規定によらないで次に掲げる方法であつて十分な精度を有するものとして環境大臣が定める方法によることができる。</p> <p>イ ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法</p> <p>ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法</p> <p>2 令第四条第二項の環境省令で定める方法は、次のいずれかとす</p>	<p>第一条（略） （測定方法）</p> <p>第二条 法第八条第二項第一号及び第四十五条第三項並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇三三（略）</p>

る。

一 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法であつて環境大臣が定める方法

二 前項第四号に規定するところにより環境大臣が定める方法

(二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算は、次項に定める場合を除き、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

2 前条第一項第四号又は第二項第二号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量は、当該測定量をもつて、二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性へ換算したものとす。

第四条〜七条(略)

(廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準)

第七条の二 法第二十四条第一項の環境省令で定める基準は、一グラムにつき三ナノグラムとする。

2 前項の基準は、第二条第二項に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算)

第三条 法第八条第二項第一号に規定する二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算は、別表第三の中欄に掲げる異性体の測定量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数量を合計してするものとする。ただし、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合にあっては、当該異性体の測定量は零として換算する。

第四条〜七条(略)

第八条〜第十七条（略）

様式第一（第四条関係）

様式第六（第八条関係）

特定施設設置（使用、変更）届出書
ダイオキシン類測定結果報告書

附則

第一条（略）

（経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 平成十二年一月十五日において現に設置され、又は設置の工事が

行われている廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によつて集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、次に掲げる方法により処分を行う限り、第七条の二の規定は適用しない。

一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法

二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴つて生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第三条（略）

第八条〜第十七条（略）

附則

第一条（略）

（経過措置）

第二条（略）

2（略）

第三条（略）

(新)

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排出ガス量(m ³ /h)	最大 通常	最大 通常	
排出ガス温度(°C)			
排出ガス中の酸素濃度(%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	最大 通常	最大 通常	
その他参考となるべき事項			

備考 1 廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。

2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす

る。

3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

(現 行)

別紙2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排出ガス量(m ³ /h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度(°C)			
排出ガス中の酸素濃度(%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

2 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

(新)
様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

報告者 氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者
の氏名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量(m ³ /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (以下「規則」という。) 第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 5 排出ガスにあっては表1、排水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 (以下「ばいじん等」という。) にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (以下「標準状態」という。) における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にある場合は、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
 - 9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF			0.05	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF			0.5	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0001	
Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0001	
	Total PCDDs	—	—	—	—
Total (PCDFs+PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)			0.0001	
	3, 3', 4, 4' —TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)			0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#169)			0.01	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)			0.0001	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)			0.0001	
	2, 3, 3', 4, 4' —PeCB (#105)			0.0001	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)			0.0005	
	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB (#167)			0.00001	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)			0.0005	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB (#157)			0.0005	
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB (#189)			0.0001		
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を ng/m^3N (毒性等量にあつては、 $ng-TEQ/m^3N$)、排出水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $pg-TEQ/L$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $ng-TEQ/g$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}_0$ ）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}_0$ ）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

(現行)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

報告者 氏名又は名称及び住所並び
に法人にあってはその代表者
の 氏 名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 大気基準適用施設

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設名及び状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	試料採取者	分析者	備考

表2 水質基準適用事業場

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設名及び状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量(m ³ /日)						

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 測定結果については、第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
 - 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 4 大気基準適用施設にあっては表1、水質基準適用事業場にあっては表2に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 - 6 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
 - 7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

測定したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定 量下限	試料における 検出下限	毒性等価係 数	毒性等量	
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8-TeCDF			0.1		
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF			0.05		
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF			0.5		
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF			0.1		
	2, 3, 4, 6, 7, 8-HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF			0.01		
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF			0.01		
	OCDF			0.0001		
	Total PCDFs	—	—	—	—	
	ポリ塩化ジベンゾフランジオキシン	2, 3, 7, 8-TeCDD			1	
		1, 2, 3, 7, 8-PeCDD			1	
1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD				0.1		
1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD				0.1		
1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD				0.1		
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD				0.01		
OCDD				0.0001		
Total PCDDs		—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—		
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5-TeCB (#81)			0.0001		
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)			0.0001		
	3, 3', 4, 4', 5-PeCB (#126)		<	0.1		
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)			0.01		
	2', 3, 4, 4', 5-PeCB (#123)			0.0001		
	2, 3', 4, 4', 5-PeCB (#118)			0.0001		
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)			0.0001		
	2, 3, 4, 4', 5-PeCB (#114)			0.0005		
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)			0.00001		
	2, 3, 3', 4, 4', 5-HxCB (#156)			0.0005		
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)			0.0005		
2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)			0.0001			
Total コプラナーPCB	—	—	—	—		
Total ダイオキシン類		—	—	—		

- 備考 1 大気の測定結果を記入する場合には、単位をng/m³ (毒性等量にあつては、ng-TEQ/m³。)とし、水質の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L (毒性等量にあつては、pg-TEQ/L。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。